

令和元年度 大阪市立男女共同参画センター  
コラボ型男女共同参画セミナー事業 実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市立男女共同参画センター中央館、子育て活動支援館、西部館、南部館及び東部館（以下、「クレオ大阪各館」という。）が、地域における市民の活動と協働して、市民のニーズや視点を積極的に盛り込んだコラボ型男女共同参画セミナー事業（以下、「当事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

(実施場所)

第2条 実施場所は、クレオ大阪各館の大ホール以外の施設とします。

(対象)

第3条 当事業をクレオ大阪各館と協働で実施する者は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 大阪市内に活動拠点をもち団体（法人格の有無は問わない）又は大阪市内で事業をおこなう者であること。
- (2) 代表者および組織や経理に関して責任者が明確であること。
- (3) 事業を継続的に実施している実績があり、当該事業を遂行できると認められること。
- (4) 暴力団もしくは暴力団員でないこと、暴力団もしくは暴力団員の統制下でないこと。

2 当事業は、次の各号に掲げる基準のすべてを満たすことを要件とします。

- (1) 男女共同参画社会の実現に資する内容で、社会的効果が期待できること。
- (2) 社会の実情に照らし、ニーズが高く、実施可能な内容であること。
- (3) 材料費等の実費をこえる受講料その他受講の対価としての金銭の負担を参加者に求めるものではないこと
- (4) 政治活動、宗教活動又は商品の販売促進活動として行われるものではないこと。
- (5) 国や地方公共団体が実施し、又は国や地方公共団体から補助や助成を受けた事業ではないこと。
- (6) 内容が適切であるとしてクレオ大阪各館の指定管理者（以下、「指定管理者」という。）が、認めるものであること。

(提案)

第4条 当事業の実施を希望する者は、指定管理者が定める募集要領に基づく書類を、実施を希望する館の指定管理者（以下、「当該指定管理者」という。）に提出することにより、提案するものとします。

(選考)

第5条 当該指定管理者は、前条の提案について、募集要領で定める審査基準に基づき選考し、最も優れた事業を提案した者を候補者として選定するものとします。

2 当該指定管理者は、選考結果を文書で提案者に通知するものとします。

(協議)

第 6 条 前条第 1 項による候補者として選定された者は、提案に基づき、次の各号について当該指定管理者と協議するものとします。

- (1) 事業の目的
- (2) 事業の成果目標
- (3) 具体的な事業計画・収支計画
- (4) 役割分担、権限・責任所在、収支分担
- (5) 成果物の権利帰属や公表・活用方法
- (6) 評価の方法
- (7) 実施期限

2 前項による協議が整わない場合、当該指定管理者は、前条第 1 項の選考により選定されなかった者のうち、募集要項で定める審査基準を満たす者を繰り上げて候補者として選定し、前項の協議をすることがあります。

(実施)

第 7 条 前条第 1 項の協議による合意に基づき、当該指定管理者及び実施者（合意の当事者のうち当該指定管理者ではない者をいう。以下同じ。）は、協働して当事業を実施するものとします。

(解除等)

第 8 条 当該指定管理者は、実施者がこの要綱又は第 6 条第 1 項の協議に基づく合意に違反したことが判明した場合、その合意を無効とし、又は取り消すことがあります。

2 前項によるほか、当該指定管理者と実施者は、協議のうえ第 6 条第 1 項の協議に基づく合意を変更し、又は解除することができるものとします。

(情報の公開等)

第 9 条 第 7 条第 1 項による合意及び当事業の報告は、原則として公開されるものとします。

2 当該指定管理者は、提案書類、事業報告書その他当事業に関して当該指定管理者が保有する書類を、クレオ大阪各館の設置者である大阪市の閲覧に供し、又は提供することがあります。

3 前項によって大阪市内に提供された書類は、大阪市情報公開条例の規定によって公開されることがあります。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、指定管理者が別に定めます。

附則 この要綱は令和元年 5 月 1 日から実施します。